

# 倫理委員会規約

(名称)

第1条 特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー（以下「本法人」という）に倫理委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は本法人定款第3条に定める目的および事業の遂行に必要な事項、本法人の活動や運営、会員の行う研究や活動に倫理上の指針を与えることを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会の行う業務は次の各号の通りとする。

- (1) 理事会から諮問された事項を審議する。
- (2) 本委員会の答申、提案および審議事項を理事会へ上申する。
- (3) その他、第2条目的達成のために必要と認められる活動を行う。

(委員長の選任)

第4条 理事長は委員長を理事より選任する。

- 2 委員長の任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
- 3 理事長は委員長に欠員を生じた場合には、後任を選任し、後任者は前任者の任期を務める。

(委員)

第5条 本委員会は次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 委員長は理事会に諮り、若干名の委員を正会員より推薦し、理事会の承認を得る。
- (2) 委員は男女両性で構成する。
- (3) 委員長が必要と認めた場合は、外部委員を推薦し、理事会の承認を得る。
- (4) 委員の任期は委員長の任期とし、再任を妨げない。
- (5) 委員に欠員が生じたときは、委員長は任期の残りを務める委員を推薦し、理事会の承認を得ることができる。
- (6) 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議決は出席委員の全会一致をもって行い、委員長も議決に参加する。
- 4 委員会の審議は記録し、審議事項は理事会に報告し承認を得なければならない。

(改正)

第7条 この規約の改正は、理事会の議決を経て発効する。

## 附則

この規約は、令和7年5月28日から施行する。